

地域防災計画（原子力災害対策編）

作成マニュアル（県分）

昭和55年9月
（平成元年10月一部改訂）
（平成5年3月一部改訂）
（平成12年6月一部改訂）
（平成24年12月一部改訂）
（平成25年3月一部改訂）
（平成25年7月一部改訂）

内 閣 府

消 防 庁

地域防災計画（原子力災害対策編）県分

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1． 県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2． 県地域防災計画における他の災害対策との関係	2
3． 市町村地域防災計画との関係	2
4． 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
1． 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	4
2． 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	5
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6
第2章 原子力災害事前対策	7
第1節 基本方針	7
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	7
第3節 立入検査と報告の徴収	8
第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	8
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	9
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	9
1． 情報の収集・連絡体制の整備	9
2． 情報の分析整理	11
3． 通信手段の確保	14
第7節 緊急事態応急体制の整備	17
1． 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	17
2． 災害対策本部体制等の整備	18
3． 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	18

4．長期化に備えた動員体制の整備.....	19
5．防災関係機関相互の連携体制.....	20
6．警察災害派遣隊.....	20
7．消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊.....	20
8．自衛隊との連携体制.....	20
9．緊急被ばく医療チーム派遣要請体制.....	21
10．広域的な応援協力体制の拡充・強化.....	21
11．対策拠点施設.....	22
12．モニタリング体制等.....	22
13．専門家の派遣要請手続き.....	26
14．放射性物質による環境汚染への対処のための整備.....	26
15．複合災害に備えた体制の整備.....	26
16．人材及び防災資機材の確保等に係る連携.....	27
第8節 避難収容活動体制の整備.....	27
1．避難計画の作成.....	27
2．避難所等の整備.....	28
3．災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備.....	31
4．学校等施設における避難計画の整備.....	32
5．不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備.....	33
6．住民等の避難状況の確認体制の整備.....	33
7．居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備.....	33
8．警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	34
9．避難場所・避難方法等の周知.....	34
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	34
1．飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備.....	34
2．飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保.....	34
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	35
1．専門家の移送体制の整備.....	35
2．緊急輸送路の確保体制等の整備.....	35
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備.....	37
1．救助・救急活動用資機材の整備.....	37
2．救助・救急機能の強化.....	37
3．医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備.....	37
4．安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備.....	38
5．消火活動用資機材等の整備.....	40
6．防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	40
7．物資の調達、供給活動.....	41
8．大規模・特殊災害における救助隊の整備.....	42

第12節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	42
第13節	行政機関の業務継続計画の策定	43
第14節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	44
第15節	防災業務関係者の人材育成	45
第16節	防災訓練等の実施	46
1.	訓練計画の策定	46
2.	訓練の実施	47
3.	実践的な訓練の実施と事後評価	48
第17節	原子力施設上空の飛行規制	49
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	49
第3章	緊急事態応急対策	51
第1節	基本方針	51
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	51
1.	特定事象等発生情報等の連絡	51
2.	応急対策活動情報の連絡	53
3.	一般回線が使用できない場合の対処	55
4.	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	55
第3節	活動体制の確立	58
1.	県の活動体制	58
2.	原子力災害合同対策協議会への出席等	60
3.	専門家の派遣要請	61
4.	応援要請及び職員の派遣要請等	61
5.	自衛隊の派遣要請等	62
6.	原子力被災者生活支援チームとの連携	62
7.	防災業務関係者の安全確保	63
第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	65
1.	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	65
2.	避難場所	68
3.	広域一時滞在	71
4.	避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	72
5.	安定ヨウ素剤の予防服用	73
6.	災害時要援護者等への配慮	74
7.	学校等施設における避難措置	75
8.	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	75
9.	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	75
10.	飲食物、生活必需品等の供給	76
第5節	治安の確保及び火災の予防	77

第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	77
第7節	緊急輸送活動	78
1.	緊急輸送活動	78
2.	緊急輸送のための交通確保	79
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	80
1.	救助・救急及び消火活動	80
2.	医療活動等	81
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	82
1.	住民等への情報伝達活動	82
2.	住民等からの問い合わせに対する対応	84
第10節	自発的支援の受入れ等	84
1.	ボランティアの受入れ等	84
2.	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	85
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	86
第4章	原子力災害中長期対策	87
第1節	基本方針	87
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	87
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	87
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	87
第5節	各種制限措置等の解除	87
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	88
第7節	災害地域住民に係る記録等の作成	88
1.	災害地域住民の記録	88
2.	影響調査の実施	88
3.	災害対策措置状況の記録	88
第8節	被災者等の生活再建等の支援	89
第9節	風評被害等の影響の軽減	89
第10節	被災中小企業等に対する支援	89
第11節	心身の健康相談体制の整備	90
第12節	物価の監視	90
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除	90

県地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（総則）

計画	注
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. 県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対</p>	<p>この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。</p> <p>各都道府県に係る原子力施設等に即して記述すること。</p> <p>原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画がこの計画に抵触しないよう協議において調整を行うものとする。</p>

計画	注
<p>策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2. 県地域防災計画における他の災害対策との関係 この計画は、「県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「県地域防災計画（共通編、編）」によるものとする。</p> <p>3. 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4. 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底 この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p>	<p>県が整備している他の関連する災害対策の計画編の名称を追記する。</p> <p>この計画の修正手続は、地方防災会議における審議を経て行われる。</p>

計画	注
<p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 年 月 日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>以下省略</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone) ・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p>	<p>放出形態を記述するにあたっては、原子力施設の特性等を把握し、原子力災害対策指針を参照して定めるものとする。</p> <p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の考え方及び各原子力施設におけるPAZ、UPZの目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針をそれぞれ参照されたい。</p> <p>実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の目安の距離（半</p>

計画	注								
<p>以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域 <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 507 728 895"> <tr> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村</td> <td>地区</td> </tr> <tr> <td>地区</td> </tr> </table> <p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に</p>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	市	区	区	村	地区	地区	<p>径)は、原子力災害対策指針及び別添1を参照されたい。</p> <p>本編又は資料編等に地図を添付すること。</p> <p>原子力施設が複数存在し、原子力災害対策を実施すべき地域が異なる場合には、原子力施設に応じて表を複数設定すること。</p> <p>県は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村の市(町村)地域防災計画の作成について協力するものとする。</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力事業者の敷地内に包含される場合は、事故時の放射性物質又は放射線の影響が、敷地外へ及び可能性はほとんどないことから、住民避難に関する項目、安定ヨウ素剤に関する項目などについては、必ずしも作成しなければならないものではない。また、モニタリングについては、敷地外へ影響が及んでいないことを確認する観点から敷地境界周辺でのモニタリングを行うものとする。</p> <p>県は国と連携をし、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の市町村に対しても、情報連絡、住民広報の体制等を整備しておくものとする。</p> <p>防護措置実施のフローの例については、原子力災害対策指針及び別添2を参照されたい。</p> <p>原子力災害対策指針においては、原子力施設の状態に基づく緊急事態</p>
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域								
市	区								
	区								
村	地区								
	地区								

計画	注
<p>は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故 <ul style="list-style-type: none"> ・故障等又はこれに準ずる事故・故障等） ・特定事象 ・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態） <p>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</p> <p>2．放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p>	<p>区分として以下の3区分が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用することとしていることから、警戒事態は警戒事象に、施設敷地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなっている。したがって、マニュアル上においては、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、原子力災害対策指針及び別添3を参照されたい。なお、「立地市町村における震度5弱又は震度5強の地震」が発生した場合は、原子力災害対策指針に示される警戒事態には該当しないものの、国から関係道府県等への連絡等が実施されるので、その旨留意されたい。</p> <p>「緊急時モニタリング」とは、放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。</p> <p>OILと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p>

計画	注
<p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は 県地域防災計画(共通編)第 章 節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・略</p>	<p>県、県警察本部、関係市町村、消防本部、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務関係機関の連絡窓口、所掌事項を定めること。</p>

県地域防災計画（原子力防災計画編）作成マニュアル（原子力災害事前対策）

計画	注
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p>	<p>原災法第7条第2項の規定による。</p> <p>なお、原災法施行令の改正により、新たに関係周辺都道府県知事も協議先として加えるものとする。</p> <p>原災法第8条第4項の規定による。</p> <p>原災法第9条第5項及び第6項の規定による。</p> <p>原災法第11条第3項及び第4項の規定による。</p>

計画	注
<p>第3節 立入検査と報告の徴収</p> <p>(1) 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 県は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「対策拠点施設」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>原災法第31条及び第32条の規定による。</p> <p>身分証明書の様式については、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令別記様式第5による。</p>

計画	注
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係周辺都道府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これ</p>	<p>被災情報の整理の支援としては、民間事業者の地図情報や航空写真の活用等が考えられる。</p> <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携</p>

計画	注
<p>らの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>（２）機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在市町村、関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>（４）非常通信協議会との連携</p>	<p>体制を確保するものとする。</p> <p>情報収集先は指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等が想定される。</p>

計画	注
<p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携</p>	<p>各機関の有している防災要員及び防災資機材についての情報も相互に把握しておくものとする。</p> <p>国、県、市町村その他防災関係機関の資料は、それぞれ整合性のあるものとする。</p> <p>これらの資料は、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用い</p>

計画	注
<p>して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>< 整備を行うべき資料の例 ></p> <p>原子力施設（事業所）に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者防災業務計画</p> <p>イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>社会環境に関する資料</p> <p>ア 種々の縮尺の周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p>	<p>つつ、保存及び更新を行うこと。</p> <p>国が対策拠点施設に備え付ける資料は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第3条に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者防災業務計画 ・原子力事業所の施設の構造等を記載した書類 ・保安規定の写し ・原子力事業所の施設の配置図 <p>である。</p> <p>県は、 の資料については、国が対策拠点施設に備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。</p> <p>（ ）原子力施設から半径〇km以内の市町村別、方位別、距離別の世帯数と人口及び傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の概要</p> <p>（ ）観光等の入込客の季節的な人口分布等</p> <p>（ ）原子力施設から半径〇km以内の幅員別道路図</p> <p>（ ）大型ヘリコプタ - の発着可能な場所、面積、発着可能機数</p> <p>（ ）原子力施設から半径〇km以内の橋と重量制限</p> <p>（ ）原子力施設から半径〇km以内の港湾と入港可能な船舶トン数</p>

計画	注
<p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（過去 年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <p>エ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去 年間の統計値）</p>	<p>（ ）J R等の鉄道部門が有する防災計画で定める緊急時輸送力及び平常時の時刻表</p> <p>（ ）平常時の交通状況等</p> <p>災害時応援協定を締結した団体も含むものとする。</p> <p>原子力施設から半径〇k m以内についての資料を整備する。</p> <p>各種線量換算係数、飲食物の摂取量等、線量推定計算に用いる数値をあらかじめ特定しておくことが望ましい。</p> <p>平常時のバックグラウンド測定結果を過去数年にわたってまとめた</p>

計画	注
<p> 急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。 </p> <p> (1) 専用回線網の整備 </p> <p> 県と国、所在市町村、関係周辺市町村との間の専用回線網の整備 </p> <p> 県と国は、緊急時における県と国及び県と所在市町村、関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。 </p> <p> 対策拠点施設との間の専用回線網の整備 </p> <p> 県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在市町村、関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。 </p> <p> (2) 通信手段・経路の多様化 </p> <p> 防災行政無線の確保・活用 </p> <p> 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。 </p> <p> 災害に強い伝送路の構築 </p> <p> 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。 </p> <p> 機動性のある緊急通信手段の確保 </p> <p> 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原 </p>	<p> のほか、ファクシミリ、コンピュータ、テレビ会議システム等があげられる。 </p> <p> ここで、国とは原子力規制委員会をいう。 </p>

計画	注
<p>子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>災害時優先電話等の活用</p> <p>県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>通信輻輳の防止</p> <p>県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>非常用電源等の確保</p> <p>県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。</p>	<p>必要に応じて、移動電源車の派遣要請を記載するものとする。</p>

計画	注
<p>保守点検の実施</p> <p>県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p> <p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制</p> <p>県は、警戒事象（立地道府県において震度5強以下の地震が発生した場合を除く。以下、この節及び第3章第2節4.以降において同じ。）又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地</p>	<p>原子力施設の異常事態の把握及び緊急事態応急対策の実施に関し、原子力事業者、国、地方公共団体がとることが想定される措置等については、原子力災害対策指針及び別添5を参照されたい。</p> <p>マニュアル等の作成にあたり、対策拠点施設への職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官と調整をするものとする。</p> <p>マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。</p>

計画	注
<p>対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p> <p>2. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同</p>	<p>原災法22条第1項の規定による。</p> <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、災害対策本部体制等を整備するものとする。</p> <p>災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置場所</p> <p>原則として災害対策本部は県庁内又は対策拠点施設に、現地災害対策本部は対策拠点施設に設置するものとする。なお、県庁内に対策拠点施設がある場合は、災害対策本部が現地災害対策本部の性格を併せ持つことになる。</p> <p>職務権限</p> <p>本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領に定めておくこと。</p> <p>参集配備体制</p> <p>参集配備体制については、原子力施設の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、県職員の居住地等の事情を踏まえ定めること。</p> <p>あらかじめ知事の委任を受けられる事項が明確な場合は、定めてお</p>

計画	注
<p>法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会是对策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4．長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>くものとする。</p> <p>「原子力災害合同対策協議会は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後も、原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとされている。</p>

計画	注
<p>5．防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6．警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7．消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>8．自衛隊との連携体制</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係</p>	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、防災関係機関相互の連携体制を図るものとする。</p>

計画	注
<p>部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>9. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p>	<p>応援協定の締結については、近隣の都道府県に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県との間の協定締結についても考慮する。</p> <p>原子力事業者との緊急時における協力の内容等については、原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項がある場合には、協定等を締結しておくものとする。</p>

計画	注
<p>別表・・・・・・・・略</p> <p>11. 対策拠点施設</p> <p>(1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12. モニタリング体制等</p> <p>緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。</p>	<p>注</p> <p>国が維持管理を行う部分とは、原子力防災専門官事務室、合同対策協議会等に係る施設、設備、備品及び資料等である。</p> <p>原子力規制委員会による緊急時モニタリングの統括とは、以下の項目等を行うことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングの実施方針の策定 ・ 動員計画の作成 ・ 緊急時モニタリング実施計画の作成 ・ 緊急時モニタリングの実施の指示

計画	注
<p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。そのために、県は、国、関係地方公共団体（原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を共有する府県、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域内の県内市町村、等）及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>（１）緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係地方公共団体、及び原子力事業者の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。</p> <p>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルを主たる根拠とするものとする。</p> <p>（２）モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、</p>	<p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による緊急時モニタリングの実施の総合調整 ・緊急時モニタリングデータの収集と公表 ・緊急時モニタリング結果の評価 ・緊急時モニタリング結果の評価や事態の進展に応じた実施計画の改定 <p>これらは主に原子力規制委員会（原子力緊急事態においては、原子力災害対策本部）が行うが、緊急時モニタリングの実施とその調整については、緊急時モニタリングセンターが主に行う。</p> <p>緊急時モニタリングセンターがモニタリングの実施、調整、結果集約等を行うのに対し、原子力災害対策現地本部放射線班は他の機能班との連絡・調整及び除染方策の立案等一部の防護方策の実施を担当する。</p> <p>緊急時モニタリング計画には、緊急時モニタリングの設備・機器等の整備・維持、要員の確保、国や原子力事業者も含めた緊急時モニタリングセンターの体制と役割、指示・連絡系統、モニタリング項目とその測定点の候補地点等を定めておくこと。</p> <p>有効な情報が適時に提供されるよう、モニタリングの計画段階において、評価、分析のニーズを把握した上で、モニタリング結果の利用の道筋を明確にしておくこと。</p> <p>設備の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性に配慮するとともに、代替設備や代替資機材を準備すること。例えば、固定式モニタ</p>

計画	注
<p>可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>また、県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力するものとする。</p> <p>環境放射線モニタリング設備、機器類の配備状況・・・略 ” の整備計画・・・略</p> <p>(3) 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>国の定める、緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に、県は協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、センター長が不在の場合には、県の が代行するものとする。</p> <p>モニタリング組織、役割・・・略</p>	<p>リングポストの代替設備として、通信機能を備えた可搬式の無人モニタリングポストを複数箇所に追加配置できるよう準備しておくこと。</p> <p>また、災害の長期化・広域化により防災資機材や要員が不足する事態も想定して、国や関係機関との連携をとること。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、原子力災害現地対策本部に対するモニタリングデータの提供を迅速に行うために、オフサイトセンターを活動拠点とすることが望ましい。ただし、施設の制約等によりオフサイトセンターを拠点とすることが困難な場合には、環境放射線分析施設等を拠点とすることもできる。</p> <p>環境放射線モニタリングは専門性が高く、特にモニタリング結果の評価ができる人材は限られている。例えば、緊急時モニタリングに関する経験と専門的知識を有する者を緊急時モニタリング要員として任命し登録しておくことは、必要な要員を確保するために有効であると考えられる。</p> <p>緊急時モニタリングセンターの基本的な体制は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター長：緊急時モニタリングの総括・指揮を実施。原子力規制庁の職員が務め、地方放射線モニタリング対策官及び関係各県はこれを補助する。 ・企画調整グループ：モニタリングの実施調整を、原子力災害対策本部と協力して実施。指定公共機関等の有識者を含めた主要関係機関

計画	注
<p>(5) 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図ることとする。</p>	<p>の数名で構成し、国担当者がとりまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集管理グループ：モニタリング結果の集約、妥当性確認及び情報提供を、原子力災害対策本部と協力して実施。国、関係地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等で構成し、国担当者がとりまとめる。 ・測定分析グループ：モニタリング項目の測定・分析を実施。国、関係地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等で構成し、県のモニタリング担当部局がとりまとめる。 ・緊急時モニタリングセンターは、他の災害対策関係者と同様にオフサイトセンター等で活動するが、測定分析グループは環境監視センターを拠点とすることが効果的である。 <p>緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象予報情報を迅速に受けるため、地方気象台と緊密な連携体制を整備すること。</p> <p>放射性物質の大気中拡散予測には、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）等を用いる。</p>

計画	注
<p>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>（7）緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>13．専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>14．放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</p> <p>15．複合災害に備えた体制の整備</p> <p>県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見</p>	<p>季節毎や季節の変わり目の典型的な気象条件に基づき、地勢を考慮した、放射性物質の大気中拡散の距離や方向の傾向を把握しておき、避難施設や避難経路、避難手段等の検討材料とする。</p> <p>原災法第10条第2項の規定による。 手続きについては、原災法施行令第5条の規定による。</p>

計画	注
<p>直し、備えを充実するものとする。</p> <p>また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>16. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の作成</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p>	<p>避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難 (evacuation) : 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置 ・一時移転 (temporary relocation) : 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置 <p>U P Zにおける避難計画の作成支援においては、O I Lの値に基づく避難方法 (evacuation か temporary relocation か) の選択手続き及び</p>

計画	注
<p>【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（P A Z）を含む県】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、特定事象発生時にはP A Z圏内の災害時要援護者等の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにP A Z圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）を含む県】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>【共通】</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、地域防災センター、</p>	<p>それぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について支援するものとする。</p>

計画	注
<p>コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。</p> <p>また、県は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、所在市町村及び関係周辺市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他</p>	<p>これらの設備は、原子力災害のためだけのものではなく、その他災害のためのものと兼用する形でよい。</p>

計画	注
<p>の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅等の整備</p> <p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6) 救助に関する施設等の整備</p> <p>県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p>	

計画	注
<p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 . 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>市町村に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを</p>	<p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び福祉避難所設置・運営に関</p>

計画	注
<p>助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4. 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連</p>	<p>するガイドラインを参考とする。</p> <p>県は、病院等医療機関による患者の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ病院等医療機関の管理者と協議しておくこと。</p> <p>県は、社会福祉施設による入所者等の移送に関し、必要と想定される支援内容等について、あらかじめ社会福祉施設の管理者と協議しておくこと。</p> <p>県は、学校等施設による生徒等の移送に関し、必要と想定される支援</p>

計画	注
<p>携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5．不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>6．住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市町村及び関係周辺市町村等に対し助言するものとする。</p> <p>7．居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する</p>	<p>内容等について、あらかじめ学校等施設の管理者と協議しておくこと。</p>

計画	注
<p>仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>8．警戒区域を設定する場合の計画の策定</p> <p>県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>9．避難場所・避難方法等の周知</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村等に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市町村、関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1．飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2．飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定</p>	

計画	注
<p>めておくよう助言するものとする。</p> <p>第 10 節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>(3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZ など緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努</p>	

計画	注
<p>めるものとする。</p> <p>(5) 県及び県警察は、国、所在市町村及び関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。</p> <p>(6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災</p>	

計画	注
<p>後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1．救助・救急活動用資機材の整備</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在市町村及び関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2．救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>3．医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放</p>	<p>「必要な資機材」には、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備が含まれる。</p> <p>医療活動用資機材等の整備にあたっては、従事要員及び維持・管理体制を考慮のうえ、関係医療機関と十分協議し整備計画を定めること。</p> <p>緊急被ばく医療体制の整備については、原子力災害対策指針を参考とし、被ばく医療の実施体制、医療機関の体制等について具体的に作成するものとする。</p> <p>医療機関については市立病院、県立病院等、地域の実情に応じて具体的に記述するものとする。</p> <p>(救急・災害医療機関の役割、被ばく医療体制との整合性等に係る</p>

計画	注
<p>放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、市町村、医療機関等と連携して、P A Z 内及び P A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに P A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>【事前配布体制の整備】</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、市町村と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p>	<p>内容の充実に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p> <p>「P A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域」としては、E A L の設定内容に応じて P A Z 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等が想定される。</p> <p>(安定ヨウ素剤の予防服用に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p> <p>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに更新を行うこと。</p> <p>説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとする。</p> <p>説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師を補助等させるなどの措置を講じるものとする。</p>

計画	注
<p>(3) 県は、市町村と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(4) 県は、市町村と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p> <p>【緊急時における配布体制の整備】</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定</p>	<p>説明会における説明事項としては、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布目的 ・ 予防効果 ・ 服用指示の手順及びその連絡方法 ・ 配布後の保管方法 ・ 服用時期 ・ 禁忌者やアレルギーを有する者に生じうる健康被害、副作用、過剰服用による影響等の留意点 ・ 事前配布された安定ヨウ素剤を紛失した住民等に対する追加配布方法 ・ 使用期限が到来する安定ヨウ素剤の更新方法 ・ 配布された安定ヨウ素剤を他の者に譲り渡さない旨の指示 など <p>歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備しておくこと。</p> <p>「配布及び服用に關与する医師」は、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に立ち会い、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続</p>

計画	注
<p>めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(2) 県は、市町村と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>【共通事項】</p> <p>県は、市町村と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5. 消火活動用資機材等の整備</p> <p>県は、平常時から所在市町村及び関係周辺市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p> <p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>きなどの対応を行うものとする。</p> <p>緊急時における時間的制約等により、配布及び服用の現場に医師を立ち合わせることができない場合における、薬剤師に協力を求める等の代替の配布手続き等について、あらかじめ定めておくこと。</p> <p>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに更新を行うこと。</p> <p>安定ヨウ素剤を備蓄する場所の選定にあたっては、配布場所への迅速な配備が可能となるよう留意すること。</p>

計画	注
<p>(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>7. 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、所在市町村、関係周辺市町村等が自ら</p>	

計画	注
<p>物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備</p> <p>県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平</p>	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて住民等への的確な情報伝達体制の整備を図るものとする。</p> <p>情報伝達の際の役割等の明確化には、責任の明確化も含むものとする。</p> <p>原子力災害の特殊性に鑑み、原子力施設等の周辺の住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う必要がある。</p>

計画	注
<p>常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、スライド、ホームページ(インターネット)等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用を意を払うことが望ましい。また、視聴覚や言語等の理解能力に困難さを有する災害時要援護者等に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者等に配慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。</p> <p>学校、職場等の場を活用し、集団の責任者及び構成員に対して、実践に活用できる情報提供を図るものとする。</p>

計画	注
<p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質及び放射線の特性に関すること 原子力施設の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること コンクリート屋内退避所、避難所に関すること 災害時要援護者等への支援に関すること 緊急時にとるべき行動 避難所での運営管理、行動等に関すること <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する</p>	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発を図るものとする。</p> <p>防災教育は防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施するものとする。</p> <p>については、避難、屋内退避等の防護措置の実施に関するリスクコミュニケーションを含む。</p>

計画	注
<p>体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定した避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。</p> <p>(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性な</p>	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、防災業務関係者の人材育成を行うものとする。</p> <p>人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力(放射線の基礎知識、防災体制、防護体制の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等)を育成するよう配慮するものとする。</p>

計画	注
<p>ど、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>原子力防災体制及び組織に関すること 原子力施設の概要に関すること 原子力災害とその特性に関すること 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること 原子力防災対策上の諸設備に関すること 緊急時に県や国等が講じる対策の内容 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること その他緊急時対応に関すること</p> <p>第 16 節 防災訓練等の実施</p> <p>1．訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携し、</p>	<p>については、原子力安全対策及び原子力災害対策に関する事項を含むものとする。</p> <p>については、防災資機材の使い方、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意点に関する事項を含むものとする。</p> <p>については、緊急時モニタリング等の結果の解釈及び予測の活用の仕方に関する事項を含むものとする。</p> <p>については、スクリーニング作業の実施手順、住民等に対する心のケアやリスクコミュニケーションに関する事項を含む。</p> <p>訓練計画の策定にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練の目的に応じて、適切な訓練のタイプ（通報訓練、初期対応訓練、机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等）及び対象者を選定すること。 ・事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画すること。 ・訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓練計画を策定し、適切な間隔で訓練を繰り返し実施するようにすること。 <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、防災訓練等を実施するものとする。</p>

計画	注
<p>災害対策本部等の設置運営訓練 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練 緊急時通信連絡訓練 緊急時モニタリング訓練 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 緊急被ばく医療訓練 周辺住民に対する情報伝達訓練 周辺住民避難訓練 人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p>	<p>緊急時通信連絡訓練については、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</p> <p>緊急時モニタリング訓練では、緊急事態の規模及び事故の発展を想定し、これに応じて国が測定の優先順位、対象および方法等を定めた緊急時モニタリング実施計画を策定したと仮定して訓練を行うものとする。</p> <p>気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練では、これらの予測を、防護措置の検討の参考情報として活用する時の考え方を習得する。</p> <p>緊急被ばく医療訓練又は周辺住民避難訓練には、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する事項を含むものとする。周辺住民等に対する情報伝達訓練においては、伝えられるべき内容、その優先度を勘案して、わかりやすい表現で、誠実に、正確に、時機を逸することなく、情報提供が行われるように実践し、確認するものとする。</p> <p>各要素を組み合わせた訓練とは、例えば、～及び等を組み合わせた訓練を指す。</p> <p>総合的な防災訓練としては、国の支援体制を含めた地域ごとの総合訓練や、国による原子力災害対策本部の立ち上げ等を含めた総合同訓練が想定される。</p>

計画	注
<p>かにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第 17 節 原子力施設上空の飛行規制</p> <p>原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>飛行規制の状況・・・・・・・・略</p> <p>第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p>(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>エ．住民の移送状況</p> <p>オ．避難の確認作業の状況 等</p>

計画	注
<p>(3)事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4)県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p>	

県地域防災計画（原子力防災計画編）作成マニュアル（緊急事態応急対策）

計画	注
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸(内閣官房)、所在市町村、関係機関等への連絡に備えるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村、関係周辺市町村及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた</p>	<p>これら以外の場合とは、核燃料物質等の輸送時における事故への対応等、当面の間、柔軟な対応を行うにあたって参考とする場合などである。</p>

計画	注
<p>警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市町村、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町村、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Zを含む市町村と同様の情報をU P Zを含む市町村に連絡 	<p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村に対しても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて連絡するものとする。</p> <p>通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として県をはじめ原子力規制委員会及び所在市町村に限るものとされている。これは、原子力事業者への問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。</p> <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村に対しても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて連絡するものとする。</p>

計画	注
<p>・ U P Z を含む市町村に連絡する際には、 P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町村、関係周辺都道府県に連絡することとされている。</p> <p>(3) 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p> <p>連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>なお、これらの連絡系統図は別図のとおりである。</p> <p>別図・・・・・・・・略</p> <p>2 . 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>原子力事業者は、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、所在市町村、関係周辺都道府県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原</p>	<p>原則として、原子力事業者への問い合わせは、県をはじめ原子力規制委員会及び所在市町村に限るものとしている。これは、問い合わせを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないた</p>

計画	注
<p>子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>県は、関係周辺市町村及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>県及び所在市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2)原子力緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。</p> <p>県は、国の現地对策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機</p>	<p>めの規定である。</p> <p>現地事故対策連絡会議が機能する前の国との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。</p> <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。</p>

計画	注
<p>関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び所在市町村、関係周辺市町村をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>3．一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J - A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を周辺市町村に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4．放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p>	<p>注</p> <p>一般回線が使用できない場合の具体的な対処法に関しては、県及び所在市町村、関係周辺市町村の通信系の整備状況等を踏まえて検討するものとする。</p>

計画	注
<p>県は、原子力事業者から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。</p> <p>県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。緊急時モニタリングセンターは、特定事象発生 of 通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始する。緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡するものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとする。</p> <p>緊急時モニタリングの実施にあたっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、O I L に基づく防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考慮する。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針や緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、速やかに策定するものと</p>	<p>緊急時モニタリングの準備とは、モニタリングポストに設置された連続モニタの空間放射線量率を頻繁に（2分に1回以上が目安）監視し記録すること、高線量率測定系を準備すること、可搬型モニタリングポストの配置と監視を開始すること、緊急時モニタリング用資機材の動作を確認すること、通信手段を確立すること、モニタリング結果の関係機関への報告を開始すること、要員と資機材の動員の準備を関係機関に連絡すること、モニタリング対象の平常値を確認すること等をいう。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、関係機関相互の連絡をとり、緊急時モニタリングの実施調整を図るものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、参集した要員に事態の状況を的確に伝える。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、あらかじめ定められている関係県の緊急時モニタリング計画や、国のマニュアル類等に基づいて、事象の状況に応じて作成される包括的な計画である。</p> <p>初期モニタリングにおいては、使える人員や機材は限られていると考えられ、防護対策の実施を急ぐ区域や放射性物質による汚染の状況の把握を急ぐべき区域などを優先してモニタリングを行う。</p> <p>放射性物質の大気中拡散予測には、例えばS P E E D I による単位放出量の放射性物質拡散予測等を活用する。</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、事態の進展に応じて随時見直しが行われる。</p>

計画	注
<p>されている。</p> <p>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターはTV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議結果について、現地事故対策会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</p> <p>（３）緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</p> <p>（４）モニタリング結果の共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について、緊</p>	<p>県は、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を中心に、緊急時モニタリングセンターで国や原子力事業者、指定公共機関等と連携して、モニタリングを実施する。なお、国は空や海などの広い区域や事故対策として立入を禁じた区域、原子力事業者は放出源及び敷地境界（PAZ内）を中心に、緊急時モニタリングセンターで連携してモニタリングを実施する。</p> <p>所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村においても、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施に参加するものとする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果は、原子力災害対策本部で集約し、一元的に評価する。</p>

計画	注
<p>急時モニタリングセンターから所在県、関係県、所在市町村及び関係周辺市町村に連絡するとともに、必要に応じて所在市町村、関係周辺市町村以外の市町村に連絡するものとする。</p> <p>(5) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、特定事象発生 of 通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 事故対策のための警戒態勢</p> <p>警戒態勢</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p> <p>情報の収集</p> <p>県は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>対策拠点施設の設営準備への協力</p>	<p>第2章第7節「緊急事態応急体制の整備」における検討結果等をもとに具体的に記載するものとする。</p> <p>事故対策本部の設置などが考えられる。</p>

計画	注
<p>県は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>現地事故対策連絡会議への職員の派遣</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>国等との情報の共有等</p> <p>県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>警戒態勢の解除</p> <p>警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>警戒態勢の解除基準・・・略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置等</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。</p> <p>ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p>	<p>警戒態勢として事故対策本部を設置した場合におけるその解除基準（廃止基準）を例示すれば以下のようなものが考えられる。</p> <p>ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>イ 災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>県が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p>

計画	注
<p>イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。</p> <p>(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等 災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。 別表・・・・・・・・略</p> <p>(4) 他の災害対策本部等との連携 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。</p> <p>2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 原子力災害合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。 別表・・・・・・・・略</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	

計画	注
<p>3. 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。</p> <p>(2) 職員の派遣要請等</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。</p> <p>知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング要員の要請等</p>	<p>緊急事態宣言発出時においては、原則として応援要請の準備を行うものとする。</p> <p>原災法第 28 条第 3 項の規定により、読み替えて適用される災対法第 29 条第 1 項の規定による。</p> <p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第 8 条第 3 項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第 15 条の規定による。</p>

計画	注
<p>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。</p> <p>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請する。</p> <p>5．自衛隊の派遣要請等</p> <p>知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。</p> <p>6．原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するも</p>	<p>緊急時モニタリングセンターからの動員要請への対応は、基本的に、原子力災害対策本部放射線班で行う。</p> <p>原災法第 28 条第 6 項の規定による。</p> <p>派遣要請手続きについては、原災法施行令第 8 条第 3 項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第 16 条の規定による。</p>

計画	注
<p>のとする。</p> <p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部(又は現地災害対策本部)及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>現地災害対策本部長、緊急時医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>また、現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要</p>	<p>緊急時医療本部は、現地における医療活動を総括するものとする。</p>

計画	注
<p>請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>県は県職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>県の放射線防護を担う班は、現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>県の本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市町村及び関係周辺市町村及び原子力事業者と相</p>	<p>放射線防護に係る基準は、原子力災害対策指針を参考に、防災業務内容等を考慮し、具体的に定めておくこと。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング要員の被ばく管理を行うとともに、防災業務関係者の放射線防護に必要な環境放射線情報を提供する。</p>

計画	注
<p>互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>(1) 県は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)の準備を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、特定事象(原災法10条事象)発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置(避難)の準備を行うとともに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置(避難)を行うこととし、PAZを含む市町村にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うこととする。</p> <p>(3) 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法15条事象)を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護</p>	<p>現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以外の原子力施設の場合】に分けて記述している。</p> <p>災害時要援護者等の避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。</p> <p>乳幼児及び胎児は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響が大人よりも大きいため、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない特定事象発生時の段階で、乳幼児及び妊産婦を避難させる必要があることに留意すること。禁忌者等、安定ヨウ素剤を服用できない者や、乳幼児の保護者等についても、同様に留意すること。</p> <p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> <p>国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされ</p>

計画	注
<p>措置（避難）を行うこととし、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。また、県は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U P Zを含む市町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>	<p>ている。</p> <p>避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。</p> <p>ここでいう「市町村」は、U P Zを含む市町村のみならず、必要に応じて、U P Z外の市町村も対象とする。</p> <p>ここでいう「屋内退避」は、避難すべき状況において避難が困難な場合における屋内退避措置の実施又は継続を含む。</p> <p>O I Lと各種防護措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p> <p>U P Z及びU P Z外における避難の実施にあたっては、O I Lの値に基づき、避難方法（避難（evacuation）か一時移転（temporary relocation）か）を選択することとなる（第2章第8節参照）が、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあっては、この限りではない。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し</p>

計画	注
<p>(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(5) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(6) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>(7) 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p>	<p>他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。</p> <p>災害対策基本法第72条第1項の規定による。 関係周辺都道府県の市町村に避難所となる施設を指定する場合には、関係周辺都道府県及び市町村とあらかじめ協議しておくものとする。</p>

計画	注
<p>(1) 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(4) 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>(5) 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>2. 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ避</p>	<p>原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示。</p> <p>国は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うとされている。</p> <p>「住民避難の支援が必要な場合」とは、自県での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、自県で対応できない場合である。</p> <p>災害対策基本法第72条第1項の規定による。</p> <p>関係周辺都道府県の市町村に避難所となる施設を指定する場合には、関係周辺都道府県及び市町村とあらかじめ協議しておくものとする。</p>

計画	注
<p>難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を</p>	

計画	注
<p>十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	

計画	注
<p>(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市</p>	

計画	注
<p>町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>(3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>(5) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等か</p>	<p>避難輸送に使用する車両及びその乗務員については、携行物も含めるものとする。</p> <p>(スクリーニングの実務上の事項や技術的課題に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p>

計画	注
<p>らの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p> <p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</p> <p>【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定め</p>	<p>(安定ヨウ素剤の予防服用に関するより具体的な事項については、検討の上、補足参考資料などの形で別途示すこととする。)</p> <p>服用指示の伝達手段としては、市町村における同報系防災行政無線、報道機関の協力によるメディアを通じた伝達などが想定される。</p> <p>「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行わせることである。</p> <p>安定ヨウ素剤の配布等を実施するにあたっては、避難等の防護措置に</p>

計画	注
<p>る代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。</p> <p>6. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるもの</p>	<p>遅れが生じないように留意すること。</p>

計画	注
<p>とする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>7. 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町村長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地对策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p>	<p>学校等施設の避難の連絡先については、県と市町村で重複しないよう調整するものとする。</p>

計画	注
<p>10. 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) 被災した県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(4) 被災した県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を</p>	

計画	注
<p>要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうへ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷</p>	<p></p> <p>地域生産物の範囲については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p> <p>O I Lと飲食物摂取制限措置の関係については、原子力災害対策指針及び別添4を参照されたい。</p>

計画	注
<p>制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>県は、応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>緊急輸送の範囲・・・略</p>	<p>応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、緊急輸送活動を行うものとする。</p> <p>緊急輸送の範囲を例示すれば、以下のようなものが考えられる。</p> <p>救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 負傷者、避難者等</p> <p>対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の</p>

計画	注
<p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>県は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>県は、 によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2 . 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、P A Z など緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p>	<p>専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等) 及び必要とされる資機材</p> <p>コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>その他緊急に輸送を必要とするもの</p>

計画	注
<p>また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定められた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1. 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1) 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 県は、市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とす</p>	<p>原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、県の災害対策本部、県の現地災害対策本部等設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、市町村、県トラック協会、バス株式会社、日本通運(株) 支店等との間で事前協議し、連絡手段、確保要請手段等を定めておくことが望ましい。</p> <p>なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整するものとする。</p>

計画	注
<p>る。</p> <p>(3) 県は、市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡するものとする。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。</p> <p>救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>応援要請を行う消防機関の種別と人員</p> <p>市町村への進入経路及び集結（待機）場所</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、緊急時医療本部に各医療関係者等よりなる医療班、救護班等を別表のように編成し、緊急医療活動を行う。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学付属病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>(2) 医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要</p>	<p>緊急事態宣言発出時には、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。</p> <p>放射能汚染の検査、除染、医療措置等を行える医療体制の中核となる医療機関を定めるとともに、救急医療機関との連絡体制について定める。住民の健康管理を主とした緊急時における医師の確保、医療班の編成を医療機関の協力により動員数を定めておくものとする。</p>

計画	注
<p>に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、医療班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>(3) 県は、自ら必要と認める場合又は市町村等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。</p> <p>(2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び応急対策実施区域</p>	<p>原子力災害対策指針においては、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者が、医療機関や救急組織に対して、搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示することとされている。</p> <p>応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、情報伝達活動を行うものとする。</p> <p>できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を</p>

計画	注
<p>を含む市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p> 県の広報体制・・・・・・・・略</p> <p> 県が行う広報事項・・・・・・・・略</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を</p>	<p>招かない表現を用いることとする。</p> <p> 警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って県が行うべき広報事項を定めること。</p> <p> 原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点をおいて簡単明瞭な表現とする。</p> <p> 放射性物質の大気中拡散予測には、例えばS P E E D Iによる単位放出量の放射性物質拡散予測等を活用する。</p> <p> 原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行うものとする。</p> <p> 本部及び現地本部における報道機関対応責任者、本部プレスセンター及び現地プレスセンターの設置場所、周辺市町村への情報伝達体制、</p>

計画	注
<p>得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市(町村)が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市(町村)の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>県は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1. ボランティアの受入れ等</p> <p>県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被</p>	<p>県の広報実施体制等を定めること。</p> <p>報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。</p> <p>応急対策実施区域を含む市町村以外の市町村においても、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応するものとする。</p>

計画	注
<p>災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>２．国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(１) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市(町・村)の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(２) 義援金の受入れ</p> <p>義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>	

計画	注
<p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	

県地域防災計画（原子力防災計画編）作成マニュアル（原子力災害中長期対策）

計画	注
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家</p>	<p>県は、原子力事業者等から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めるものとする。</p> <p>環境汚染への対処にあたっては、環境放射線モニタリングや個人の被ばく線量推定の結果などを踏まえることとする。</p>

計画	注
<p>等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>1．災害地域住民の記録</p> <p>県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>2．影響調査の実施</p> <p>県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。</p> <p>3．災害対策措置状況の記録</p> <p>県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p>	<p>市町村において円滑な事務が推進されるように、記録票等の様式をあらかじめ定めておくこと。</p>

計画	注
<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) 県は国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、</p>	<p>日本政策金融公庫等は、被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行っている。</p>

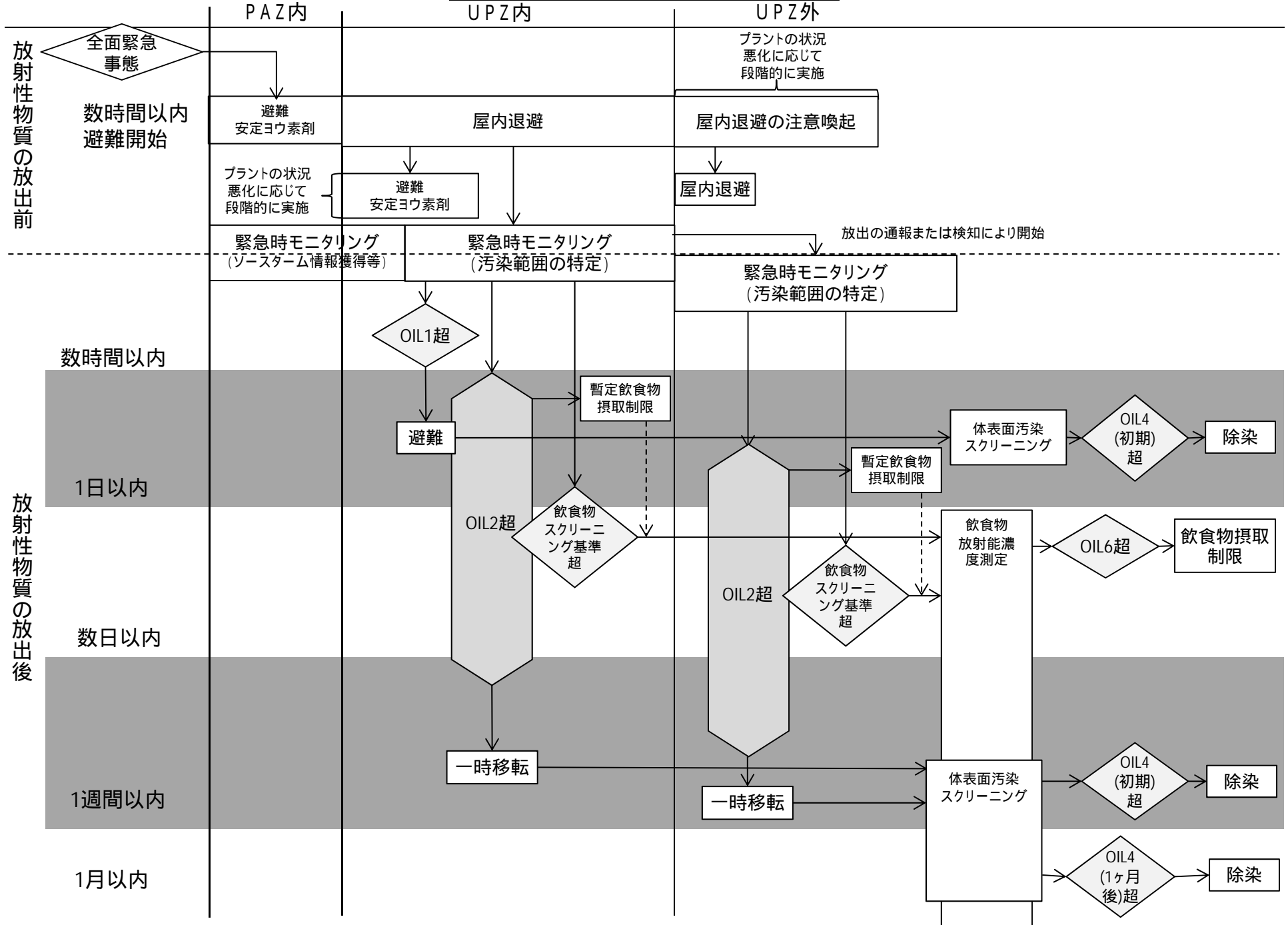
計画	注
<p>運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第 11 節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>県は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p> <p>第 12 節 物価の監視</p> <p>県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>	<p>日本政策金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通している。</p>

別添 1 実用発電用原子炉以外の 原子力災害対策重点区域について

施設の種類の		重点区域の目安（半径）
研究開発段階にある原子炉及び 50MW より大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約 8～10km（ 1 参照）
再処理施設		約 5km
試験研究の用に供する原子炉施設（50MW 以下）	熱出力 1kW	約 50m
	1kW < " 100kW	約 100m
	100kW < " 10MW	約 500m
	10MW < " 50MW	約 1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	2 参照
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を臨界量（ 3 参照）以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状（溶液状、粉末状、気体状）、不定性状（物理的・化学的工程）で取り扱う施設 ・濃縮度 5% 以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約 500m
	それ以外の施設	約 50m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設		約 50m
使用済燃料中間貯蔵施設（ 4 参照）		約 50m（ 5 参照）

- 1 独立行政法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」「ふげん」の重点地域については、上記（ ）の実用発電用原子炉と同様とする。
- 2 特殊な施設条件等を有する施設及びその区域の目安
 - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 J R R - 4 約 1 0 0 0 m
 - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 H T T R 約 2 0 0 m
 - （ ） 独立行政法人日本原子力研究開発機構 F C A 約 1 5 0 m
 - （ ） 株式会社東芝 N C A 約 1 0 0 m
- 3 区域の目安についての技術的補足事項
 臨界量は、水反射体付き均一UO₂F₂又はPu(NO₃)₄水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。
 - ・ウラン（濃縮度 5% 以上） 700g-²³⁵U
 - ・ウラン（濃縮度 5% 未満） 1200g-²³⁵U
 - ・プルトニウム 450g-²³⁹Pu
- 4 事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。
- 5 区域の目安の距離を約 5 0 メートルとする場合の施設からの距離の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域とする。

別添2 防護措置実施のフローの例



別添 3 緊急事態区分と E A L について

		現行の原災法等における基準を採用した当面の E A L	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、大津波警報が発令 ^{※2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{※3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。

全面緊急事態	<p>原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法 10 条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が 5 分以上継続。</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が 1 時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が 10 分以上継続。^{※5}</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	--	--

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が 1 系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が 1 つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が 1 系統になった場合
- ・ 1 次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - ープラントの設計基準を超える事象
 - ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

別添 4 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000 cpm ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線：13,000cpm ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 3 我が国において広く用いられている 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 4 3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- 6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- 7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG - 2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- 8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- 9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

別添5

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	警戒事態	PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) 防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置
		原子力 事業者	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
公共 地方 団体	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	
国	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	
(震災法10条の適用が想定されている) 全国緊急事態(住民等)に対しては、 全国緊急事態(住民等)に準じては、 地方公共団体等による措置を採用。	原子力 事業者	要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	要員追加参集 ・国及び他の自治体に 応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について 住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	要員追加参集 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の 避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、 輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤 の服用準備(配布等)を 指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への 協力を要請	
(震災法10条より適用) 全国緊急事態(住民等)に対しては、 地方公共団体等による措置を採用。	原子力 事業者	要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで取 置かれているモニタリング ポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体へ 応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、 輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の受け入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、 輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力
	国	要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に避難の実施 (移動が困難な者の一時 退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤 の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・緊急時モニタリングの 実施 ・緊急時モニタリングの モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備 (配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への 対応】 ・自治体に避難一時移転、体表面 除染の準備(避難一時移転先、輸送 手段、スクリーニング場所の確保等) を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・自治体に避難の受け入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難一時移転、体表面除染の準備(避難一時移転先、 輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への 協力を要請

1...モニタリングに関しては、さらに検討を行った上で記載を追加・修正する。

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを規定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km) 2				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)				
		体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング 1	防護措置	
O I L	O I L 1	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの 支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難 な者の一時退避を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請	
	飲食物に係るスクリー ニング基準	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの 支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲 の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の 濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
	O I L 4	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	・スクリーニングへの協力	-	-	-	-	・スクリーニングへの協力	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・スクリーニング情報の 収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	
	O I L 2	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングを 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実 施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ	
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転 の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受 入れを要請
O I L 6	原子力 事業者	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	-	
	公共地 方団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		
	国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示		

2...緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。